

議案第3号

多可町図書館条例の一部を改正する条例の制定について

多可町図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年1月31日提出

多可町長 吉田一四

多可町図書館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
条例第 号

多可町図書館条例（平成17年多可町条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「糀屋434番地11」を「岸上281番地17」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 多可町図書館条例の新旧対照表

現 行	改 正
(名称及び位置)	(名称及び位置)
<b>第2条</b> 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	<b>第2条</b> 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 多可町図書館	名称 多可町図書館
位置 多可町中区 <u>粂屋434番地11</u>	位置 多可町中区岸上 <u>281番地17</u>
2 (略)	2 (略)